

## 平成30年度 薩摩保護区保護司会運営補助金

評価表 NO.

21

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課			担当者	古川			
事務事業名	社会福祉管理運営費							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱、薩摩保護区保護司会運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成30年度 予算額	国県支出金		一般財源	その他		その他の内容		
	732千円	0千円	732千円	0千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	研修会等の項目、回数及び参加者数			20回 延750人	平成35年度			
成果指標②	犯罪予防活動の内容、回数及び参加者数			5回 延100人	平成35年度			
補助対象者	薩摩保護区保護司会							
補助対象経費	組織の運営、研修・調査研究事業、犯罪予防活動に要する経費（役員手当、食糧費、慶弔費、表彰費及び負担金を除く）							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修・調査研究事業並びに犯罪予防活動事業							
	分類 ■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他							
補助金額又は 補助率	直近の国勢調査に基づく世帯数に20円を乗じた額の100分の90を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内							
上記項目の 積算方法	補助対象以外の額。							
補助過去を受ける事業決算団体状況等の 受けかる年数の 等の 特記すべき事項等	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	2,167,130	71.8%	2,809,378	77.9%	2,481,868	74.7%
		会費収入	261,000	8.7%	246,000	6.8%	246,000	7.4%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	1,906,130	63.2%	2,563,378	71.1%	2,235,868	67.3%
		市補助金	746,000	24.7%	746,000	20.7%	732,000	22.0%
		(前年度繰越金)	103,158	3.4%	50,660	1.4%	107,945	3.2%
	計	3,016,288	100.0%	3,606,038	100.0%	3,321,813	100.0%	
	支出	事業費	1,115,028	37.0%	1,827,256	50.7%	1,445,004	43.5%
人件費			0.0%		0.0%		0.0%	
その他事務費		1,850,600	61.4%	1,670,837	46.3%	1,751,846	52.7%	
			0.0%		0.0%		0.0%	
			0.0%		0.0%		0.0%	
(翌年度繰越金)		50,660	1.7%	107,945	3.0%	124,963	3.8%	
計	3,016,288	100.0%	3,606,038	100.0%	3,321,813	100.0%		
支出計/前年度支出計				119.6%		92.1%		
自己資金/前年度自己資金				129.6%		88.3%		
翌年度繰越金/市補助金		6.8%		14.5%		17.1%		
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	24回 延680人		21回 延736人		21回 延772人			
成果指標の推移②	6回 延94人		6回 延94人		6回 延92人			
【前回評価】平成27年度「見直しの上で継続：縮小」								
【前回評価への回答】助成金や積立金について、協議を行った。								
【事業のPR方法】「特になし」								
【費用対効果】「特になし」								
【補助事業以外の事業】「特になし」								
【その他】犯罪防止及び犯罪を犯した者の自立更生に理解を得るため、会員一丸となって活動に寄与されている。 このような活動に参加・理解する人々が増えることで、明るい社会づくりの活動が期待される。								

## 〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	犯罪のない明るい社会づくりに寄与している。
必要性	<p>次のいずれかに該当するものである。</p> <p>① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。</p> <p>② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。</p>	A	犯罪防止及び犯罪者の自立更生に理解を求める活動を行う事により、明るい社会づくりに貢献しており必要な団体である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るために適切な効果指標の設定がなされている。）	A	近年の希薄な社会環境の中、市民のニーズには合致している。
	<p>① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。</p> <p>② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）</p>	B	ボランティア的な要素が強く、市が直接行うより適当である。
	<p>③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。</p>	A	活動内容からみて、適当と思われる。
	<p>④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。</p>	B	営利目的の団体ではない為、半永続的な補助になる。
	<p>⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適切な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。</p>	A	ボランティア的な団体である事から妥当な手段である。
	<p>⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。</p>	A	補助目的に合致し妥当なものである。

## 〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一 次） 結果	<p>『今後の改革の方向性』</p> <p>■現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合</p> <p>□補助内容の改善 □縮小 □移管</p> <p>□休止</p> <p>□廃止</p> <p>『上記方向の理由』</p> <p>更生保護意識の啓発や犯罪予防活動を行っていたため、現状のまま継続とした。</p>	<p>『視点別評価』</p> <table border="0"> <tr> <td>公益性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> <tr> <td>必要性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> <tr> <td>有効性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> <tr> <td>適格性・妥当性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> </table> <p>『今後の改革の方向性』</p> <p>□現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合</p> <p>□補助内容の改善 □縮小 □移管</p> <p>□休止</p> <p>□廃止</p> <p>『まとめ』</p>	公益性	⇒	□高い	□低い	必要性	⇒	□高い	□低い	有効性	⇒	□高い	□低い	適格性・妥当性	⇒	□高い	□低い
公益性	⇒	□高い	□低い															
必要性	⇒	□高い	□低い															
有効性	⇒	□高い	□低い															
適格性・妥当性	⇒	□高い	□低い															

## 薩摩保護区保護司会運営補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる薩摩保護区保護司会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業等の要件)

第2条 薩摩保護区保護司会運営補助金に係る補助事業等は、会員の資質向上を図り、犯罪防止及び犯罪を犯した者の自立更正に寄与するものでなければならない。

### (補助金の額)

第3条 薩摩保護区保護司会運営補助金の額は、直近の国勢調査に基づく世帯数に20円を乗じた額の100分の90を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

### (補助対象経費)

第4条 薩摩保護区保護司会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員手当及び負担金を除く。）
- (2) 研修・調査研究事業に要する経費（食糧費を除く。）
- (3) 犯罪予防活動事業に要する経費（食糧費、慶弔費及び表彰費を除く。）

### (交付の申請)

第5条 薩摩保護区保護司会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月31日とする。

### (交付の基準)

第6条 薩摩保護区保護司会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、薩摩保護区保護司会運営補助金を交付することが適当ないと認められる場合

### (実績報告)

第7条 薩摩保護区保護司会運営費補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 薩摩保護区保護司会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 研修会等の項目、回数及び参加者数
- (2) 犯罪予防活動の内容、回数及び参加者数

(補助事業者等の責務)

第9条 薩摩保護区保護司会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 薩摩保護区保護司会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。